

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 8 番（吉浜 覚） 透明性や公平性、公正な行政運営について。

① 9 月定例会で村電気設備工事請負契約調と名護市の最低価格の要綱の資料を提出して、入札制度の透明性や公平性、公正な行政運営への改善はないかとの質問に対して、村長は透明性のあるような仕組みがどれが一番いいのか検討させていただきたいとの答弁があった。その後、私は沖縄県警捜査二課に官製談合の情報があるので、情報提供を求められた。村は臨時議会時に L E D 防犯灯取替工事の施工に問題があったので補助金返還しなければならないと議員への説明とマスメディアもそのことを報道した。繰り返し特定の業者との契約や最低制限価格との入札割合がほぼ 100%で、工事施工や検査の杜撰さが浮き彫りになった事例は癒着そのもので、官製談合と疑われても否定できるものではない。行政の信頼を回復する意味でも再度問う。工事請負の予定価格の事前公表や最低価格の複数設定方式の要綱を制定して、透明性や公平性、公正な行政運営への改善はないか。

② 一般競争入札による村有地（旧喜如嘉教員住宅）売却の入札案内について、11月9日の喜如嘉区代議員会で区長より説明があった。しかし、行政事務委託者連絡会議の説明や村広報紙にも入札案内がなく、役場ホーム

ページの案内所によると宅地581.09平米、建物付き、27万2,000円予定価格の売却物件となっている。平成15年に県から村に売却され、平成28年まで利用していた。また、建物のアスベストや土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は実施していないとの留意事項がある。収入と支出を相殺しての差額だけの価格設定の禁止（総計予算主義の原則・法210）、予算の事前決議（法92の2）、広報方法や当該物件を取り壊すということで入居者を退去させた経緯もあり、行政の継続性や制度を無視した行政執行の是正はないか。

③旧塩屋小学校跡地活用事業、バナメイエビ養殖事業で、事業者がタイから導入した稚エビが急性肝臓壊死症の発症で日本初の感染で死んだと報道された。不安と不信は村民ばかりではなく、県内はもとより全国に広がった。周辺の海が汚染されるのではないか。また、跡地活用事業賃貸契約書の事業目的は、当法人は地域貢献、教育活動、観光推進をテーマにした活動を目的とし、その目的のために次の事業（省略）を行うとしている。村立学校跡地活用基本方針では、学校は地域に開かれた生涯学習、スポーツなどの活動の場所として利用されており、様々なコミュニティー活動が行われてきた。また災害時には避難場所となる体育館は地域の防災活動の拠点として重要な施設で、閉校後も体育館、運動場の機能の存続は地



どう考えているか。

③本村は、新型コロナウイルスの感染者が何名だとの告知だけで、村内か村外あるいはどこで市中感染が起きたのか、感染状況が分からず不安が募るばかりである。しかし、村はホームページで10月23日、村職員が発病し、慎重をとって感染状況と役場の消毒をして業務執行をしていることの説明の情報提供が不安を和らげる要素になっている。ところが、10月29日の発生状況は、元の感染者数の統計情報のみとなっている。村はホームページで10月23日の感染者に対する状況を説明していることは、情報提供が不安を和らげる要素になっている。どうか、個人のプライバシー尊重と感染拡大の防止の両立をどう成し遂げるか。村民が安心安全な元の生活や経済活動などを取り戻すため、村全体でこの危機を乗り越えていく感染拡大防止と社会経済活動の対策はどうするのか。

### 3、地域の経済基盤の確立について。

2019年全国1,741市町村所得（年収）総務省発表を基にしたランキングがネットで大宜味村は1,741位、平均所得205万5,173円と発表された。

①本村は、これまでに村シークワサーの里づくり条例を制定するなど数多くの施策を展開してきた。シークワサーは健康機能成分が多く含有していると農林水産省研究機関などで証明されたことから、シークワサー

一の需要も高まり、村の振興を担う戦略作物と位置づけている。今年度は、各取引業者ともシークワサーを全量買い取るとの情報もあり、生産量、生産額はいくらで、所得にどのような効果をもたらし、収穫期の労働力確保の問題をはじめ、課題が山積し経営安定への対策が求められている。本村のシークワサー（加工用）の農業経営技術指標でシークワサー専業農家が平均所得205万5,173円の農業所得を挙げるためには、どれだけの面積や収穫量（本数）が必要になっているか。

②村農村活性化センターの加工施設や村農産物加工施設の利用状況や課題と展望はどうなっているか。

③塩屋漁港に目的外使用の日東商船塩屋漁港営業所が設置されている。塩屋－伊江島－伊是名－伊平屋航路案内所の看板も表示されているが、営業している様子がないが、就航はいつからか。伺いたいと思います。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

透明性についてでございますが、予定価格の事前公表につきましては、公表することにより予定価格が目安となって、競争が制限され落札価格が高止まりになること、業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることから、村としては契約締結後に公表してい

きます。最低制限価格の複数設定につきましては、引き続き検討してまいります。

次、②でございます。旧喜如嘉教員住宅跡村有地売却の予定価格の設定方法については不動産鑑定士により算出されております。土地価格については、沖縄県における地価動向等、地域の分析や環境条件などの下、評価に至っております。建物についても、物理的減価要因、機能的減価要因、経済的減価要因などにより評価を行っており、不動産全体を含め、不動産鑑定士により様々な角度から分析されて算出された価格であります。よって、総計予算主義の原則を無視した行政執行ではないと考えております。

事前議決の原則ですが、入札前であり、予算額が予想できなかったこともあり、入札後において明確な価格が定まった段階で補正予算として提案を行うことを考えております。

広報については、鑑定結果が行政事務委託者会議に間に合わなかったこともあり、各行政区の長にポスターを掲示してもらうことや防災無線による広報、公告による広報など、ホームページ以外の方法においても周知を行いました。

入札案内から不動産売買契約の締結、移転登記の完了を年度内に終了させるため、このような余裕のないスケジュールになりました。今後は、ゆ

とりをもった事業執行を心がけたいと思います。

最後に、行政の継続性について説明します。旧喜如嘉教員住宅跡の建物については、平成28年に取り壊すという方針もありましたが、旧耐震基準ではあるものの、改修により耐震性が担保され、地域や村の活力になることが想定されたことから、現状引渡しを前提とした村有地売却に至っており、入札申込者にもその点については、見学会や口頭にて十分に説明を行っております。また、取り壊し費用が一般財源に与える影響なども考慮した結果となります。よって、行政の継続性を無視した行政執行には当たらないと考えております。

③につきましては、現入居者である一般社団法人大宜味ユーティリティセンターの事業計画自体も、基本方針に沿った事業計画であり、その計画には複数あるため、進捗は全てが整ってはいませんが、スポーツツーリズムの塩屋湾の活用や特産品販路拡大、開発など、村の課題解決に資する事業であると捉えておりますので、今後も連携して推進してまいりたいと考えております。

次に安心・安全についての②の改善センター前バス停の設置についてでございますが、喜如嘉第1バス停につきましては、平成30年8月にバス停上屋の腐食劣化で危険であるので撤去してほしいと区長からの要請があ

り、撤去を行いました。

新たな設置につきましては、沖縄県バス協会に要請しております。

③の個人プライバシー尊重については、個人のプライバシー尊重と感染拡大防止については、これまで同様プライバシーを尊重した上で、ホームページと防災無線により感染者の発生を周知し、一人一人の感染防止対策の徹底をお願いしていきたいと考えております。社会経済活動の対策につきましては、国や県の動向、その施策と連携しながら、今後も取り組んでまいります。

3点目のほうは、①で、本村では農業経営指標を作成しておりませんので、沖縄県が作成した最新版の平成25年度版農業経営指標を基に加工用で計算したら、面積が約4,500坪、収穫量が約36 tとなります。しかし、情報が古く販売価格1 kg当たり113円で計算されており、実際販売価格や木の大きさなどの環境で異なりますので、実情と異なると考えられます。

目安として、1 kg当たり140円で計算すると面積が約3,000坪、収穫量約24 tとなります。

②につきましては、活性化センターの加工施設については、特産物開発加工室といいますけれども、村民や各種団体での利用が、今年度これまで約50件の利用がされております。



課題は利用日が重なってしまうことなどの対応かと感じていますが、もっと多くの方に利用してもらえるように取り組んでまいりたいと思います。

村特産品加工施設については、令和元年度の状況で言いますと主にシークワサーを取り扱っており、65件ほどの農家が計約300 t を出荷しており、その量を加工しております。健康ブームで売れ行きもよく、大手の販売ルートも確立されていると聞いております。今後も本村の農業の振興に寄与されると考えられます。

③につきましては、現在、把握していることは、平成29年度から沖縄総合事務局へ起点知名漁港～与論港経由～終点塩屋漁港の旅客定期航路事業許可申請について調整を行っており、現在、審査中ではありますが、令和3年4月就航を目指しているそうです。

○ 教育長（米須邦雄） 吉浜覚議員の質問の2の①についてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、昨年度の歯科検診で要受診に対して未受診の児童生徒の数が多いいことは否めません。現在学校の取組といたしましては、歯科検診終了後、治療カードを全児童生徒への配布や11月8日「いい歯の

日」にちなんで、未受診の児童生徒に2回目の治療カードを配布しております。また、個人面談や、学級保護者会等で保護者を通じて受診するよう指導をしているところであります。今後も教育委員会としては学校と連携し、児童生徒の啓発はさることながら、保護者へ受診の必要性を強く訴えてまいりたいと考えております。以上です。

○ 8番（吉浜 覚） 1番の①、透明性や公平性、公正な行政運営について。午前中も一般質問でほかの議員からありました。もちろん入札制度の問題、それから工事の沖縄振興特別推進交付金の補助金の返還の問題などありました。それで村長から明確な返答はなかったんですけども、9月議会同様、この最低価格の複数制度の導入について引き続き検討したいと言っていました。それから予定価格の事前公表制についてはずっと前から叫ばれていたんですけども、善し悪しあるということで、いろいろ私も認識しておりますけれども、さっき午前中の質問の問題とかで出てきたときには、避けられないんじゃないかと思っております。それで職員からも入札関係のものについては偏っているんじゃないかというふうな、直接、間接にも聞こえます。それから私が沖縄県警から事情聴取されたときもいろいろ情報があると。それから職員の名簿、何課何課に誰々がいると、配

置。それで関係者もいないかと。いろいろ探るように聞かれました。そしてこの入札制度についても入札率とかいろいろチェックされておりました。最近では、ほかの自治体でも起訴された事例もあるし、それに近い段階じゃないかなと私も思っております。それで私が前回提供した工事請負の契約調書、この件についても村の広報に出ていたので、この業者は親戚関係になっているよと。この業者は現村長になってから指名されていると。さらに工事の出来映え、監督責任の問題があったんですけれども、職員はそれをみんな見逃したんですか。それが監督責任、報告もなく、国がいきなり検査してこの手抜き工事が分かったんですか。そういう問題もあります。この問題については委員会の中でチェックしていきたいと思っておりますけれども、9月議会で検討します、そして新年度も示唆するような話があったんですけど、いまだにこの検討するというふうな段階ではないと思っております。この件について、もう一度、村長の答弁を求めます。

○ 村長（宮城功光） 私もですね、この入札制度については、ちょっと検討しないとできないなというふうな思いがあって、近隣の市町村の情報を聞いたりして、どのような方法がいいのかということで。最近、4日ぐらい前でしたか、国頭村で3村の村長集まってその件について話をしたん

ですけれども、国頭村も今年からですかね、3つの最低価格を設定して、それを業者で入札後にくじを引いて、このくじを引く人を業者選定して、またその引いた後にこのくじを3つの中から選んでやるというふうな方法をとっているよということで、最近国頭村ではそういうふうな状況になっているようです。やはりそういう面ではしっかりと、そういう疑問を持たれないような形でやっていかなければできないんじゃないかと私も思っておりますので、その辺について、指名入札審議委員会のほうでも検討するように、ちょっと指示はしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） 村長が今言われた答弁について、9月議会でも私が名護の要綱の説明をしました。村長本人が国頭でもやっている、ということで検討したいと言っているけれども、また同じことを言っているじゃないですか。何を検討したんですか、この間。12月議会だから、次に3月議会には要綱が期待されるだろうということで私はあえて載せたくもない、この議会だよりにあんな記事を書いたんですよ。検討すると、返事がもらえれば出しませんでした。それから警察もやる。そしてさらにこの会計検査の情報も入ってくる。さらにまた、村民からあの業者は、今の

村長になってから入っているんだよと。なぜ村の職員はチェックできなかったのか、監督責任だというふうな形であって、これこそ癒着ですよ。それもまた検討するというので、本議会でやっていく方向で進めますというぐらいの回答をもらえませんか。

○ 総務課長（知念和史） では、お答えいたします。

やはり議長のほうからもありましたが、村のほうにはそういった情報というのは一切、不正な情報というのは入ってきておりません。何も検討していないわけではなくてですね、村長の最初の答弁でもありましたが、前回の吉浜議員の事前公表、また最低制限価格の複数設定につきまして、事業課と検討いたしましてですね、やはり事前公表については村長のほうからもありましたが、公表することにより予定価格が目安となって、競争が制限されることや落札価格が高止まりになること、あと業者の見積り等の努力を損なわせること等、談合が一層容易に行われる可能性があるということで事前公表は行わずですね、しかしながら、吉浜議員から提案のあった最低制限価格の複数設定方式につきましては、今現在、北部のほうでも予定価格の事前公表を行っているのは名護市のみでありまして、しかしな

がら、最低制限価格の複数設定につきましては幾つかの市町村のほうで行っているところがありますので、そこら辺は勉強しながら、継続して検討していきたいと考えております。

○ 8番（吉浜 覚） 検討がずっと長引いているので、この結果はいつできるかというふうなことと、それから今、議長から言われた癒着の問題が出ていますので、午前中の質問でこのLEDの工事の監督責任は、言われたんですけども、この執行した職員が、そして検査員がこの手抜き工事を見抜けなかったのかと。それこそ問題があるんですよ。報告もなく、ただ国の会計検査で初めて分かったのか。だから私は癒着とかと言っているんですよ。このチェック管理機構、そして発注者との関係も、そういうことで基本的にある問題がクリアできなかったということですので、引き続き、3月議会で、4月からスタート切れるように頑張ってください。

それとあと、時間もかなり厳しいですが、こども医療費の問題についてお聞きします。教育長から言われた指導を、カードを配布して保護者に対して指導していくということでしたけれども、私が歯科診療所や父兄に聞くと、部活とか、それから親が忙しくて連れていけないんだとかいろいろあります。それで私もあちこち聞いたんですけど、それで前、旧大宜味小

学校で学童しているところが学校に迎えに行くのを見ていたものですか、あなたたちはどうしているんですかということと言ったら、学童で預かっている子は歯科診療所へ送迎でやってもらっているそうです。歯科診療所もそういう話はしているんです。もし学校側から、保護者が忙しくて行けないとか、日程調整すれば、1回目は保護者が行けるかもしれませんが、次からは予定を組んで学校に迎えに来てもらってやる診察方法があるんじゃないですか。とても、村長が英断を下して窓口無料化をここまでやっているの、今ある部分ではそういうふうなことをやっているの、ぜひ検討していただませんか、よろしくお願いします。

○ 教育課長（宮城 豊） ただいま吉浜覚議員の提言、非常に参考になりますので、今後は学校、保護者と、あと歯科診療所と連携して、早いうちに手を打てればと思っております。学校保健委員会としても歯科診療所の先生から、虫歯の治療に関してコメントをいただくことになっています。それを全児童生徒に配布して、対応していきたいというふうに考えております。今の送迎関係に関して、非常にいい提言でしたので参考にさせていただいて、実行できるように努力していきたいと思っております。以上です。

○ 8番（吉浜 覚）　じゃあ、教育委員会ぜひ、学校と連携してやっていただきたいと思います。

それからシークワサーの価格設定の件なんですけれども、私も県からいただいたんですけれども、県の収益事項で、指針では確かに113円となっております。それでシークワサーブームと言われた時期に村が策定しているものがあるんですが、私、表だけの資料しか持っていないくて、そのときに生産額がキロ当たり200円、250円、300円、そして200円の場合には10年木から基本的に黒字になっているということになっているんですよ。そうしたらこの県の指針が、今1本から29キロ出るとか、そして県の生産額はキロ当たり113円になっています。こんなばらつきがあるので、私もまだチェックの途中なんですけれども、今、1本低木仕立てされていないものでは200キロとか、そして低木仕立てやっているのが、元気のある成熟した木だと100キロ超すというようなことがあるんですけど、このシークワサークガニの里で、大宜味村で一番量の大きかったものが、元の村長で500キロ、1本の木から出たという表現もあるんですよ。だからこのばらついた情報をね、きちんとやるためには村の指針を、このシークワサーブームのときと同じように、早急に策定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。



○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 吉浜議員の御質問  
にお答えします。

実際ですね、沖縄県の平成25年度版の指針があります。こちらの指針の中にですね、実際には地域、作型、栽培方法、品種、土壌型など、異なるデータによって変わるという形で、あくまでも経営の目安ですよと。実際にはその土地に合ったもので利用対象を決めていただいて、データを入れてほしいということになっています。あくまでも目安なので、村としても県の目安がつかれるのかなと。ただ、場所によって異なるという形で、村としてもつくるにはちょっと難しい部分が出てくるのかなと。再度、県のほうとも確認しながら、村独自でつくれるか検討したいと思います。以上です。

○ 8番（吉浜 覚） ありきたりの回答だったんですけども、過去に村もつくっているんですよ。だから地域によって、農家によっても違うけど、基本的な指針というのはこれが標準ですよ、これが目標ですよということぐらいのものでいいんじゃないかなと思うんですよ。過去には200キロで売れた場合、250円で売れた場合、300円で売れた場合の、この収益総

括表は私あるんだけど、積み上げたものがちょっとなくてね、積み上げたものからこれ出してあります。過去に出した経緯がありますので、それを再度つくって、またシークワサーで村づくりをやっていけたらなと。今年は今量買うんだというようなことをやっていますので、それを追い風として再度検討してもらいたい。何でほとんどの加工施設が全量買おうというのは、去年の在庫がほとんど売れたからということになっていますので、よろしく検討をお願いします。再度答弁をお願いします。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） そうしたらですね、沖縄県のほうの指標もありますので、過去のデータもあるということで、再度検討したいと思います。